

令和 5 年度第 1 回多治見市の国民健康保険事業の運営に関する協議会

日 時 令和 5 年 6 月 21 日（水）14 時 00 分～15 時 15 分
 場 所 多治見市役所駅北庁舎 4 階第 2・3 会議室
 出席委員 市橋栄子委員、片山竜美委員、蒲悦子委員、倉橋誠委員、柴田雅也委員、
 竹内恒夫委員、棚垣恵美子委員、樋崎恵子委員、永井武委員、名知清仁委員、
 吉田企貴委員（あいうえお順）
 欠席委員 夏目交授委員、中島伸広委員、柴田ひとみ委員、近藤泰三委員、今井裕一委員
 事務局 伊藤香代市民健康部長、小川健二保険年金課長、
 水野健司給付グループリーダー、虎澤智子年金国保グループリーダー、堀田順弥
 収納グループリーダー
 水野靖子総括主査、河野なつ美総括主査

13 時 50 分開会

部 長	ただいまから、令和 5 年度第 1 回多治見市の国民健康保険事業の運営に関する協議会を開会いたします。 議事に入るまでの進行を務めさせていただきます。 はじめに、市長からあいさつを申し上げます。
市 長	（あいさつ）
部 長	本日の出席数は、定数 16 人中、11 人のご出席をいただいております。従って、「多治見市の国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第 8 条（出席 1／2 以上）」により、この会議が成立したことを報告いたします。 本日は、6 月 1 日より公益代表（第 3 号委員）の委員の交代がございましたので紹介させていただきます。 （委員 紹介） 次に、本日会議に出席しております事務局職員を紹介します。 （事務局職員 紹介） 続きまして、市長より会長に諮問をさせていただきます。 それでは議題に入る前に、会長選出および副会長選出について諮ります。 運営に関する協議会規則第 4 条第 2 項に基づき、会長および副会長は公益を代表する委員の中から選出することになっています。ご意見がある方はいらっしゃいますか。 ご意見がなければ、事務局から提案させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
委 員	（異議なし）
部 長	ご異議がないようですので、会長に多治見市議会議長「柴田雅也」様、副会長に多治見市議会副議長「吉田企貴」様にお願いいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委 員	(異議なし)
部 長	ご異議がないようですので、会長に 柴田雅也 様、副会長に 吉田企貴 様と決定します。柴田会長、吉田副会長、よろしくお願いいたします。 規則第5条により、本協議会の議長は、会長が務めることとなっておりますので、柴田会長おそれいりますが、議長席に移動をお願いします。
会 長	(議長席に移動)
部 長	多治見市長より、本運営協議会代表者である会長に諮問書を提出させていただきます。
市 長	(市長が諮問書を読み上げ、会長に渡す。)
部 長	市長におかれましては、他の公務のためこれにて退席いたします。
市 長	(退席)
部 長	これより議事に入りますので、これからの進行を会長に交代します。会長よりよろしくお願いいたします。
会 長	審議に入ります前に、本会議につきまして、「多治見市情報公開条例第23条」の規定により、公開の対象とすることとします。傍聴人に関しては、事務局より「ない」旨を確認しています。 本日の議事録署名者に、樋崎恵子委員及び片山竜美委員を指名します。 それでは、これより諮問された議題に入ります。「議第1号 令和4年度多治見市国民健康保険事業特別会計決算（案）について」事務局から説明をお願いします。
事 務 局	(議案1について説明)
会 長	ただいまの説明について、質疑、意見はありませんか。
委 員	議案P2の歳出の「1.総務費（徴収費）」が増加している。徴収費とは何か、また増加の理由は何か。
事 務 局	国保システムの改修費である。ただし、国からの補助により実施したため市の持ち出しはほとんどない。歳入の「5.県支出金（特別調整交付金）」で補填されているため、ご参照願いたい。昨年度に改修は完了しているため、次年度以降は発生しない。
委 員	システム改修費が、なぜ徴収費なのか。
事 務 局	システムは、国民健康保険の資格を確認し、算定し、保険料を徴収するために使用するため、科目は徴収費となる。徴収費の内訳に、システム改修費がある。
委 員	国からの補助が県支出金となっているのは、国からの補助金が県から市へ入っているという理解でよいのか。
事 務 局	お見込みのとおり。県統一化されたことにより、国から県内すべての補助金が県へ入り、県で各市町村へ分配されるようになった。
委 員	資料P3の保健事業費についてお聞きする。受診者と脳ドック助成者は減っ

	ているのに、保健事業費が増加しているのはなぜか。
事務局	人数は確かに減っているが、1件ごとの受診に係る費用の増加、保健事業啓発のための費用の増加により、保健事業費は増加している。
委員	受診人数の減少は、コロナの影響もあると思うが、コロナ以前から見て受診件数は増加しているのか。
事務局	コロナの影響による受診控えで、2年ほどは受診率が低下し、現在、コロナ前に戻りつつある状況であり、増加傾向にある。受診者が増えるよう広報等に力を入れていきたいと考えている。
委員	脳ドックの定員は何人か。最近では、定員に満たないことが多いと聞くが何か原因があるのか。
事務局	令和3年度は、1,000人、令和4年度は、900人である。かつては、1,000人の定員を超えたため抽選を行うこともあったが、徐々に希望者は減りつつある。今後、希望者が増えれば、予算増加を検討する。
	減少の原因は、毎年受ける方ばかりでないことと制度の開始時よりも脳ドックの金額が下がったことが要因だと思われる。
委員	良い制度だと思うので、今後とも周知していただきたい。
会長	脳ドックは、市民病院で受けると手続きが簡略になるのではなかったか。
事務局	脳ドックは、原則検診費を全額支払い、後日、結果とともに補助申請をして補助金額を支給しているが、市民病院での受診の場合は、市民病院との契約により、補助金額を差し引いた金額を支払うだけでよい。後日の申請は不要である。
委員	資料P4に「4. 主な歳出」が「保険給付費」の説明から始まっているが、「総務費」の説明が掲載されていれば、先ほどのような疑義が生じないのではないのか。
事務局	次回の資料から、掲載させていただく。
委員	マイナンバーカードが普及し、紙の保険証がなくなったらどのくらい歳出に影響があるか。また、保険証を1枚作るのにいくらかかるのか。
事務局	正確な単価は、この場ではお答えしかねるが、そもそも発行枚数が減りつつあるので1枚当たりの単価は上がっている。
会長	ほかにご質問・ご意見もないようですので、本案については了承したいと思います。ご異議ございませんか。
委員	異議なし。
会長	ご異議もないようですので、本案については、了承することに決しました。
	次に、議第2号「令和5年度多治見市国民健康保険料の料率（案）について」を議題といたします。事務局から説明願います。
事務局	（議案2について説明）
会長	ただ今の説明について、質疑、意見はありませんか。

委 員	令和5年の料率案で、不足分の1億5,600万円のうち約1億円を基金から取り崩して当初予算を組み、5,700万円は前年度からの繰り越しだった。先ほどの事務局の説明で、県としては令和11年に料率を統一したいとされていたが、料率の統一はまだ正式決定ではないはずだ。今回の増加分は、必要保険料と考えてよいのか。
事 務 局	委員のご指摘の通り、正式な統一料率が決定されているわけではない。しかし、県から見込み額として提示されている金額がおおよそ24億円である。この金額は、今後の加入者の状況等で増減すると考えられる。ただ、医療が安定していれば大きな増減にならないと思われるので、基金のあるうちに段階的に引き上げて、この水準まで引き上げておけば、統一時に大きな保険料の増加としないと考ええる。
委 員	資料P11に基金の説明があったが、今後保険料率を段階的に引き上げるにあたり、基金をどのくらいずつ崩していこうという展望はあるか。
事 務 局	現状、7億円ぐらいの基金がある。1億円ずつ取り崩していきたいと考えている。
委 員	それでは足りないのではないか。
事 務 局	県の料率統一化は、令和11年度だが、令和8年までの4年間で予定される保険料率に近づけておきたい。その時点で再計算し、残りの3億円を投入するのかどうかを考えたい。
委 員	事務局は、今後、医療費は増加し、加入者は減少すると考えているのか。
事 務 局	ここ数年の加入者数の減少幅では、保険料に大きな影響はないが、医療費は増加しているため、加入者数の減少とともに医療費も減少するとは考えにくい。 1人当たりの医療費の増加となるので、一人当たりの負担額も増加していくと想定される。
委 員	資料P9の保険料の推移から考えるに、この提案が認められれば、今後、年額2,935円の増額となると考えてよいのか。
事 務 局	2,000円から3,000円の増加幅にしたいと考えている。
委 員	市民向けには、保険料の増加についてはどのように周知するのか。その際、段階的に増加するということも周知されるのか。
事 務 局	来月の県下の課長級を集めた会議で、保険料率の統一の説明があると思うので、それを踏まえ周知を検討していくが、県の保険料率が正式決定された後になると思われる。
委 員	県標準の所得割は7.22%となっているが、来年度、再来年度の県標準はこの値を超えることになるのではないかと。さらに、県の値が上がれば、保険料の増加幅も今年度の「0.05%」（資料P8参照）を大きく超えることもあるということか。
事 務 局	保険料には、所得割のほかに均等割と平等割がある。所得割の金額は加入者の所得により大きく変わる。大都市では、所得割を高く設定し、高所得者から

	の保険料で維持できるが、多治見市にはそれほどの高所得者はいないので、所得割を高くしても軽減措置により、トータルの保険料は少なくなってしまう。そのため、所得割以外のバランスを考えた料率の増加が必要である。多治見市に裁量があるうちは、あまり乖離しない程度の割合を考えたい。
会 長	ほかにご質問ご意見ないようですので、本案については了承したいと思いますが、ご異議ございませんか。
委 員	異議なし。
会 長	ご異議もないようですので、本案については、了承することに決しました。
会 長	議事は以上になります。次に報告事項として「特定検診及び特定保健指導」について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	(保健事業に関する報告について、資料に基づき説明。)
事 務 局	先ほど委員から質問があった件で捕捉ですが、マイナンバーカードの保険証利用については、法案は通り、国は10月から本格始動としていますが、実際どうなるかは不透明である。国から情報提供があり次第、被保険者への周知をしていく。次回の運営協議会ではもう少し詳しくお伝えできると思われる。また、国が検討している社会保障制度について、この協議会でも必要に応じて議論が必要になると思うので、ご承知おきいただきたい。
会 長	ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。
委 員	マイナンバーカードについて。個人的な意見で申し上げますと、マイナンバーカードの保険証運用により、本人確認や無資格者の排除は今より正確に行われていくと考えられる。情報を紐づけする際のヒューマンエラーは今後もなくなるが、その精度を少しずつ高めていくことがデジタルトランスフォーメーションの1丁目1番地だと考えている。
会 長	以上で、提案された議事及び報告等は、全て終了しました。 本協議会は、今回の諮問にあたり、本日の審議に基づき賛成する旨、答申を行うものとします。 これをもって、本協議会を閉会します。

以上

15 時 05 分閉会

令和5年6月21日

議事録署名者

委員

⑨

委員

⑨